

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 15 日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 下 川 夏 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 29 日から 令和 7 年 6 月 5 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 12 日 午前 9 時 30 分 宮崎地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 26 日 午前 9 時 50 分 宮崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 5 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
	買受可能価額（円）			固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	455,000 364,000	一括	91,000	38,437	0
1	410,000				
2	45,000				
		</			

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 日南市南郷町榎原字亀川 |
| | 地 番 | 甲500番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 292.66平方メートル |
| 2 | 所 在 | 日南市南郷町榎原字亀川 甲500番地3 |
| | 家屋 番号 | 甲500番3の1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 124.44平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 4月18日

宮崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 下 川 夏 実

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありません。また、記載されている事実や判断も要点のみの簡素なものですので、必ず、現況調査報告

書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。また、B I T（不動産競売物件情報サイト）の「お知らせ」ページからダウンロードが可能です。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 日南市南郷町榎原字亀川 |
| | 地 番 | 甲500番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 292.66平方メートル |
| 2 | 所 在 | 日南市南郷町榎原字亀川 甲500番地3 |
| | 家屋 番号 | 甲500番3の1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 124.44平方メートル |

令和7年（ヌ）第8号

令和 7年 2月27日受理

令和 7年 3月27日提出

現況調査報告書

宮崎地方裁判所

執行官 長 友 善 彦 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 日南市南郷町榎原字亀川 |
| | 地 番 | 甲500番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 292.66平方メートル |
| 2 | 所 在 | 日南市南郷町榎原字亀川甲500番地3 |
| | 家屋番号 | 甲500番3の1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 124.44平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 現況(概略)図のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積: 現況概測㎡	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: 現況概測㎡ }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 0 年 0 月 0 日 }	
土地建物の位置関係	☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)・B (債務者の実母)	1 目的建物物件2には、A (債務者)が家族と一緒に居住しています。 2 目的建物物件2に、雨漏りする箇所はありませんが、風呂場出入口付近の廊下に過去の雨漏りのシミの跡が残っています (写真⑩)。 シロアリの被害については分かりません。 3 目的建物物件2の付帯設備である電気温水器 (エコキュート) (写真⑩)は、Bの所有で現在もBがクレジット会社に対し、分割による支払いを続けています。 4 公道 (国道) から目的土地物件1への出入りのための目的土地物件1の南側の河川 (名称: 亀川、構図上の表記: 「水」) 上にかけたの橋 (写真①, ③) は、前所有者等が作ったようですが、河川使用に伴う利用料 (水路等占用使用料) 等の支払いはしていませんし、請求されたこともありません。
■ B (債務者の実母)	1 目的建物物件2内で、ペット (犬1匹) を飼っています。過去には、最も多い時で、10匹くらいの犬を飼っていました。 2 シロアリ被害につき、車庫に置いたた角材及び目的土地物件1の東端に置いてある犬小屋がシロアリ被害を受けているので (写真⑬, ⑭), 目的建物物件2の被害を受けている可能性があります。 3 台所付近の屋根が波打っています。 4 目的建物物件2の南東側及び北西側の犬走で、ブロック等との間に隙間があります (写真⑮, ⑯)。同隙間は、今年1月の地震以降に目立つようになりました。 5 目的土地物件1の東端のコンクリート擁壁が土圧の影響のためか膨らんでいます (写真④)
■ B (債務者の実母)	1 クレジット会社作成の目的建物物件2の付帯設備である電気温水器 (エコキュート) の「お支払い明細書」に記載された年月の支払い金額と、支払いのための預金通帳から引き落とされた金額が齟齬するのは、電気温水器 (エコキュート) 以外の商品につき、同会社のクレジット契約を利用しているためです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 目的物件につき、関係人A（債務者）及びB（債務者の実母）が説明した不具合等を確認した。
- 2 目的土地物件1の境界は、南側の河川とは目測7～8mの高低差があり、東側目的外土地とは目測2～3mのコンクリート擁壁等が設置されており、その高低差等により十分に確認することができず、また、目的土地物件1の平坦部分の周囲のブロック積みの形状は、公図（地籍図）と一致していないことから、不明確で協議を要する（写真②～⑥）。
- 3 公道（国道）から目的土地物件1への出入りには、目的土地物件1の南側の河川上にかけた橋（写真①、③）を利用している。
なお、公図上は、目的土地物件1の西端付近まで道が存するものの利用はされていない（写真②）。
- 4 目的建物物件2に取り付けられた電気温水器（エコキュート）につき、クレジット会社の関係人Bに対する「お支払い明細書」及び関係人Bの預金通帳を確認したが、電気温水器（エコキュート）以外の商品の支払いも含まれているとのことで、「お支払い明細書」に記載された年月の支払い金額と支払いのための預金通帳から引き落とされた金額が齟齬している。
なお、支払い金額の内訳につき、クレジット会社に照会したが、本人以外には応えられないとの回答であった。
- 5 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 日 時	調査の場所	調 査 の 方 法
☒ R7.3.3 (月) 10:05 ~ 10:15 (10)	日南/法務局	登記簿徴求（底地調査を含む）
☒ R7.3.3 (月) 10:35 ~ 10:45 (10)	日南市役所	建物図面徴求
☒ R7.3.3 (月) 11:15 ~ 11:50 (35)	物件所在地	現場所確認、A（債務者）・B（債務者の実母）から聴取、写真撮影
☒ R7.3.11 (火) 13:30 ~ 14:40 (70)	物件所在地	立入調査（評価人同行、B立会）、写真撮影
☒ R7.3.18 (火) 16:45 ~ 16:55 (10)	電話聴取（当庁）	クレジット会社に照会
☒ R7.3.19 (水) 10:30 ~ 10:55 (25)	物件所在地	B（債務者の実母）から聴取、写真撮影
☐ ~ () ()		
☐ ~ () ()		
☐ ~ () ()		
☐ ~ () ()		
☐ ~ () ()		
☐ ~ () ()		

（調査時間合計） 160 分

* 下記の中で該当する項目の□にチェックをする

☐ a 立会人 _____ を立ち会わせて上、解錠技術者 _____ に解錠させて立入調査した。

☐ b 物件所在地は不在で施錠されていることが予測されたので、解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。

☐ c 休日・夜間執行許可書の提示をした。

☐ d 立会人 _____ を立ち会わせて上、立入調査した。

☐ e 立会人 _____ を立ち会わせて上、管理会社 に鍵を借り解錠して立入調査した。

凡例

…ブロック等

甲 503-1

道

甲499

物件 2 建物

甲500-3

物件 1 土地

甲500-1

電柱
量水器

屋外水栓

車庫

下屋

下屋

橋

屋外水栓

TVアンテナポール

浄化槽

屋外水栓

水

甲498-1

幅員約15.3～18m
両側歩道付舗装国道

道



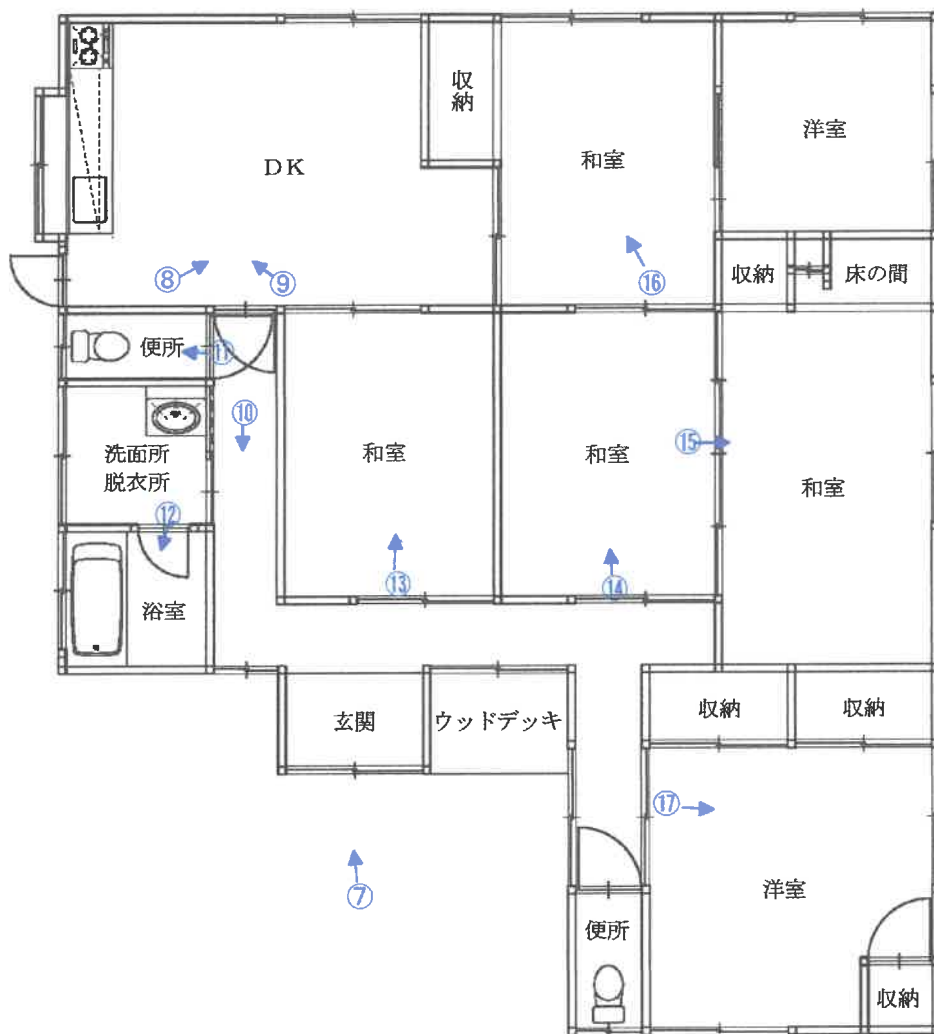
縮尺：1/250

土地建物位置関係図

写真撮影位置・方向○→

※本図は、土地・建物等の位置を概略的に示したものであり、境界等を確定するものではない。

(7 枚目)



物件 2
建物



縮尺 : 1/100

間 取 図

写真撮影位置・方向○→

(8 枚目)

写真①

目的建物物件 2

橋



写真②

目的建物物件 2



目的外土地甲 5 0 0 - 1

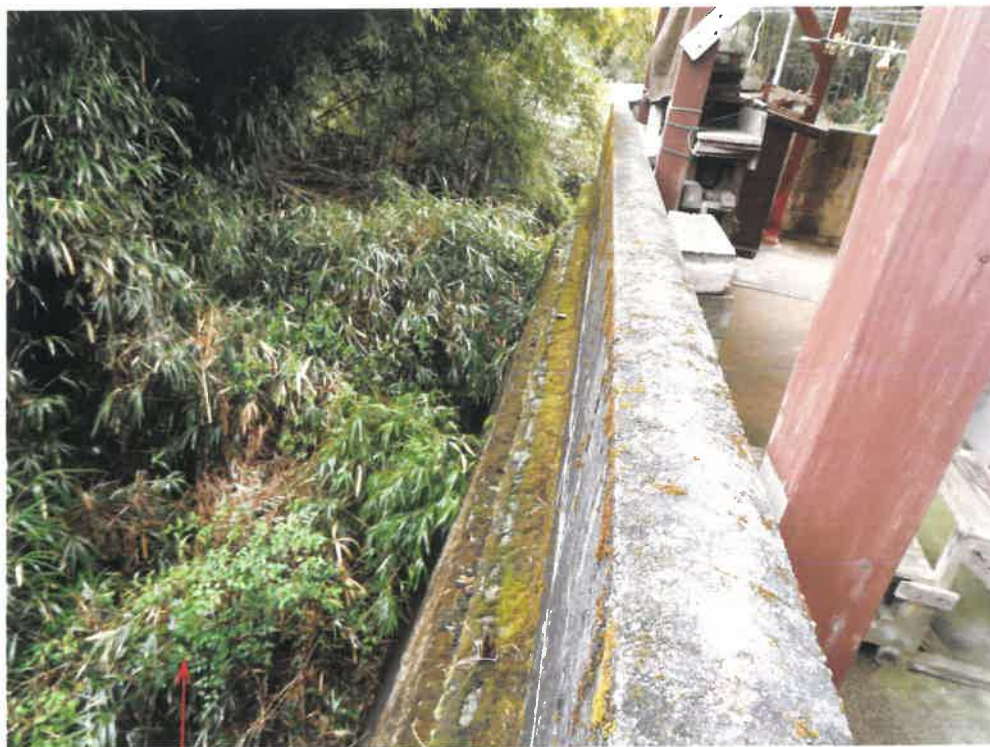
写真③



写真④



写真⑤



目的の外土地甲 4 9 9

目的建物物件 2

写真⑥



目的の外土地甲 4 9 9

写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



写真⑱

電気温水器（エコキュート）



写真⑱

※ シロアリの被害を受けた角材の状況



角材

犬小屋

写真㉑

※ シロアリの被害を受けた犬小屋の状況



シロアリの被害箇所

写真㉒



隙間

写真②



写真③



令和 7 年（又）第 8 号
令和 7 年 3 月 11 日現地調査
令和 7 年 4 月 4 日評 価
現況調査担当 長友 善彦 執行官

宮崎地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士
黒 木 勇 人

第1 評価額

一 括 価 格		
金 4 5 5, 0 0 0 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	4 1 0, 0 0 0 円
物件2（建物）	金	4 5, 0 0 0 円

【付記事項】

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	日南市南郷町榎原字亀川 甲500番3 宅地 292.66㎡	登記記載のとおり
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	日南市南郷町榎原字亀川 甲500番地3 甲500番3の1 居宅 木造セメント瓦葺平家建 124.44㎡	登記記載のとおり
番号	特記事項		
	特になし		
番号	住居表示		
	住居表示未実施		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R日南線「榎原」駅の北東方・道路距離約230m 日南市コミュニティバス「上講」停留所の南東方・道路距離約200m (附属資料「位置図」参照)			
付 近 の 状 況	戸建住宅を中心に、低層店舗、事業所等も見られる郊外部の地域			
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分	都市計画区域外		
	用 途 地 域	—		
	建 ぺ い 率	—		
	容 積 率	—		
	防 火 規 制	—		
	その他の規制	—		
画 地 条 件	地 積	292.66㎡		
	間 口 ・ 奥 行	約19m (南方国道からの出入りに用いる橋の幅約5m)・約15.5m		
	形 状	不整形		
	境 界 等	国土調査済みで、公図（法第14条地図）上では確認できるが、現地にて、東側隣接地とは大きな高低差があり境界の十分な確認が出来ず、また、物件1平坦部外周に存するブロック積・擁壁等については、法第14条地図の筆界とは位置が必ずしも一致していないことから、隣接地との境界は不明確である。		
	そ の 他	全体として地勢は概ね平坦である。		
接面道路の状況	南側で幅員約15.3～18m両側歩道付舗装国道との間には河川が存するが、幅約5m・長さ約5.3mの橋を介して概ね等高に接面する中間画地			
土地の利用状況等	物件2建物（居宅）の敷地として利用されている。 その他の詳細については「現況調査報告書」記載のとおり			
供 給 処 理 施 設		前面道路の敷設	目的物件への接続	備 考
	上 水 道	あり	あり	※特記事項参照
	下 水 道	なし	なし	
	都 市 ガ ス	なし	なし	
災害等の危険性	津 波 ハ ザ ード	なし	国土交通省 重ねるハザードマップ（評価時点）	
	洪 水 ハ ザ ード	なし		
	高 潮 ハ ザ ード	なし		
	土砂災害警戒区域等	なし	宮崎県土砂災害警戒区域等マップ（評価時点）	
	そ の 他	なし		
埋蔵文化財の有無及びその状態	日南市教育委員会への聴取による限り、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。			
土壌汚染の有無及びその状態	過年度の住宅地図・登記簿による地歴調査及び目視可能な範囲での調査による限り、土壌汚染の可能性を疑わせる端緒は確認できなかった。			

(前頁より続く)

特 記 事 項	・ 国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所担当課への聴取によれば、国道２２０号から物件１への出入りに使用している橋（当該橋と並行する上水道本管からの引込管を含む）は、国道の道路区域と河川区域に跨っていることから、それぞれの管理者に対して占用許可が必要となるとのことである。ただし、河川管理者である日南市建設課及び道路管理者である国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所担当課への聴取による限り、占用許可がなされた履歴はないとのことである。なお、詳細については、両課に再確認すること。 ・ 敷地内南西端付近に電柱、南端中央寄り付近にＴＶアンテナポールが存する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成9年8月31日新築 経過年数：約28年 経済的残存耐用年数：0年（経済的耐用年数超過）
仕 様	構 造 木造
	屋 根 セメント瓦葺
	外 壁 サイディング
	内 壁 砂壁調壁紙貼、クロス貼ほか
	天 井 板貼、クロス貼ほか
	床 畳、フローリングほか
	設 備 電気設備、給排水・衛生設備（※特記事項参照）
床面積（現況）	124.44㎡ 登記記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：6DK
品 等	普通
保守管理の状態	経年相応の物理的な損傷・摩滅、老朽化等が見られるほか、特記事項記載の内容及び以下の事項を勘案した結果、保守管理の状態は劣る。 ・洗面所・脱衣所出入口付近の天井や床に、雨漏り跡が見られる。 ・建物西側部分の屋根に歪みが見られる。 ・南東側及び北西側の犬走とブロック等の間に隙間が見られる。
建物の利用状況	占有状況は「現況調査報告書」記載のとおり。
特記事項	・物件1の南側河川には高さ約7～8m（目測）、物件1の北東側・南東側には高さ約2.3～2.4m、北西側隣接地（地番：甲503番1）境界付近には高さ約2.6～2.7mの擁壁が、それぞれあるが、宮崎県日南土木事務所担当課への聴取によれば、これら擁壁に係る確認申請がなされた履歴はなく、安全性の程度や強度等の詳細が不明であるため、宮崎県建築基準法施行条例第5条（崖条例）が適用される可能性が高いとのことである。なお、崖条例が適用される場合、「崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から当該建築物との間に、当該崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない」とされている。なお、詳細については、同課に再確認すること。 ・関係人B（所有者の実母）への聴取によれば、物件1土地の東端付近に存する犬小屋や車庫にある角材がシロアリ被害を受けているため、物件2建物もシロアリの被害を受けている可能性があるとのことである。 ・物件2建物の南東面及び北東面の一部に下屋、西方付近に車庫が存する。 ・物件1土地と西側隣接地との境界は不明確であるものの、車庫の一部は西側隣接地である目的外土地（地番：甲500番1）に越境している可能性がある。

(前頁より続く)

特 記 事 項	・関係人Bへの聴取によれば、物件2建物の付帯設備である電気温水器は、Bの所有物とのことである。 ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・その他の事項は「現況調査報告書」記載のとおり。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	6,000	0.72	292.66	1.00	1,264,000

ア 標準画地価格：周辺の取引価格等を参考に査定した。

イ 個別格差：行政（崖条例適用の可能性-20%）0.80、画地（接面道路との間に河川が介在-5%、不整形地-5%）0.90（同条件内は相乗積）、相乗積0.72

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物（車庫等を含む）の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	160,000	124.44	0.00	0

ウ 現価率

- ・残価率5%の定額法〔ただし、経済的残存耐用年数0以降（経過25年以降）は1年経過毎に残価が1%ずつ減少するものとする〕によりつつ、保守管理の状態が劣ることから、観察減価法を併用して、現価率0.00と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	及ぶ範囲 ウ	土地利用権等価格(円) ア×イ×ウ
1	1,264,000	0.10	場所的利益	126,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,264,000	-126,000		0.60	0.60	410,000
2	0	+126,000	1.00	0.60	0.60	45,000
一括価格(合計)						455,000

ウ 占有減価修正：占有状況より必要なしと判断した。

エ 市場性修正：以下の理由により、市場性が劣る（需要者が相当に限定される）と判断した。

- ①外周隣接地と大きな高低差があり、また、設置されている擁壁等の安全性の程度・強度等詳細が不明であることから、宮崎県建築基準法施行条例第5条（崖条例）が適用される可能性が高く、売却困難性を有すること。
- ②郊外の住宅地域に位置し、地縁性に基づく取引が中心となっており、需要者が限定的になること。
- ③車庫の一部が、西側隣接地である目的外土地（地番：甲500番1）に越境している可能性があること。
- ④建物内でペットが飼育されていること。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 標準画地価格の査定
周辺の取引価格等を参考に査定した。
- 2 固定資産税価格（令和6年度 公課証明による）

物件1	859,542円
物件2	2,402,353円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 法第14条地図写
- 3 建物図面・各階平面図写（縮小）
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取図
- 6 現況写真

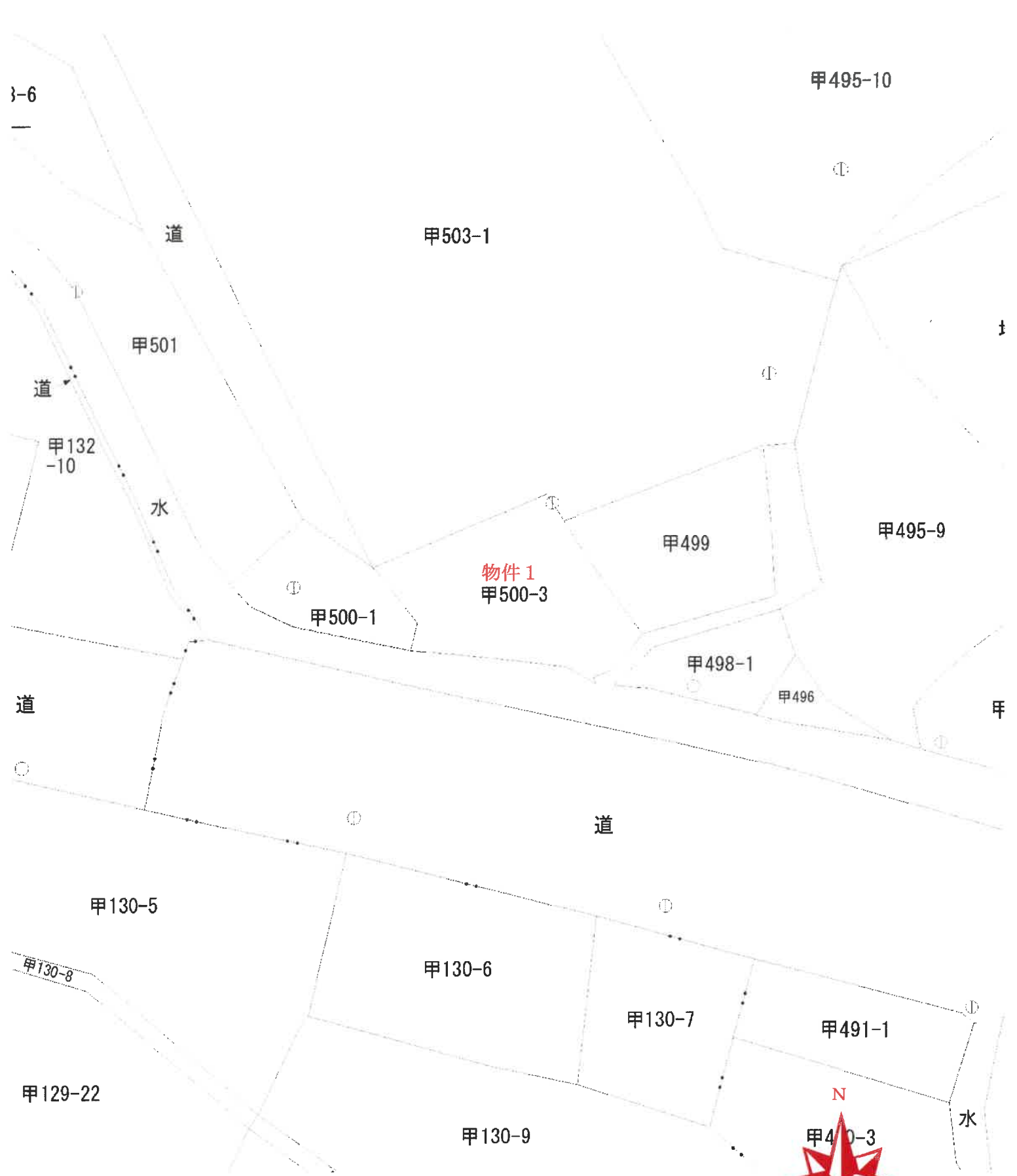
以 上



縮尺：1/10,000

位置図

国土地理院地形図



縮尺：1/500

法第14条地図写

宮崎地方法務局 日南支局

136155

面
圖
物
建

平成9年9月1日作製)

作製者

縮尺

1/250

申請人

縮尺 1/500

南那珂郡南郷町大字榎原字亀川甲500番地3

建物の所在

Floor plan diagram showing dimensions:

- Main rectangle: 11.500 (width) x 8.500 (depth)
- Inset rectangle: 1.900 (width) x 1.920 (depth)
- Inset rectangle: 1.920 (width) x 1.920 (depth)
- Inset rectangle: 1.920 (width) x 1.920 (depth)
- Inset rectangle: 1.920 (width) x 1.920 (depth)
- Inset rectangle: 1.920 (width) x 1.920 (depth)

求積表

8.500 × 11.500 =	98.900000
1.330 × 1.920 =	2.553600
4.790 × 4.800 =	22.992000

合計	124.445600
床面積	124.44 m ²

Site map showing land parcels and surrounding features:

- Parcels: 甲500-1, 甲503-1, 甲500-3, 甲499
- 井溝 (Well/Gully)
- North arrow pointing towards the top right.

(平成9年9月1日作製)

作者

縮尺	1/250
----	-------

人
類
母

縮尺 1/500

(底) 縣 上 地 家 屋 調 查 士 會 員 用 (表)

建物図面・各階平面図写

宮崎地方法務局 日南支局

(原図をA4に縮小)

凡例

…ブロック等

甲 503-1

道

甲499

物件 2 建物
甲500-3

甲500-1

電柱
量水器

屋外水栓

車庫

物件 1 土地

下屋

下屋

橋

屋外水栓

T V アンテナポール

浄化槽

屋外水栓

甲498-1

水

幅員約 15.3 ~ 18 m
両側歩道付舗装国道

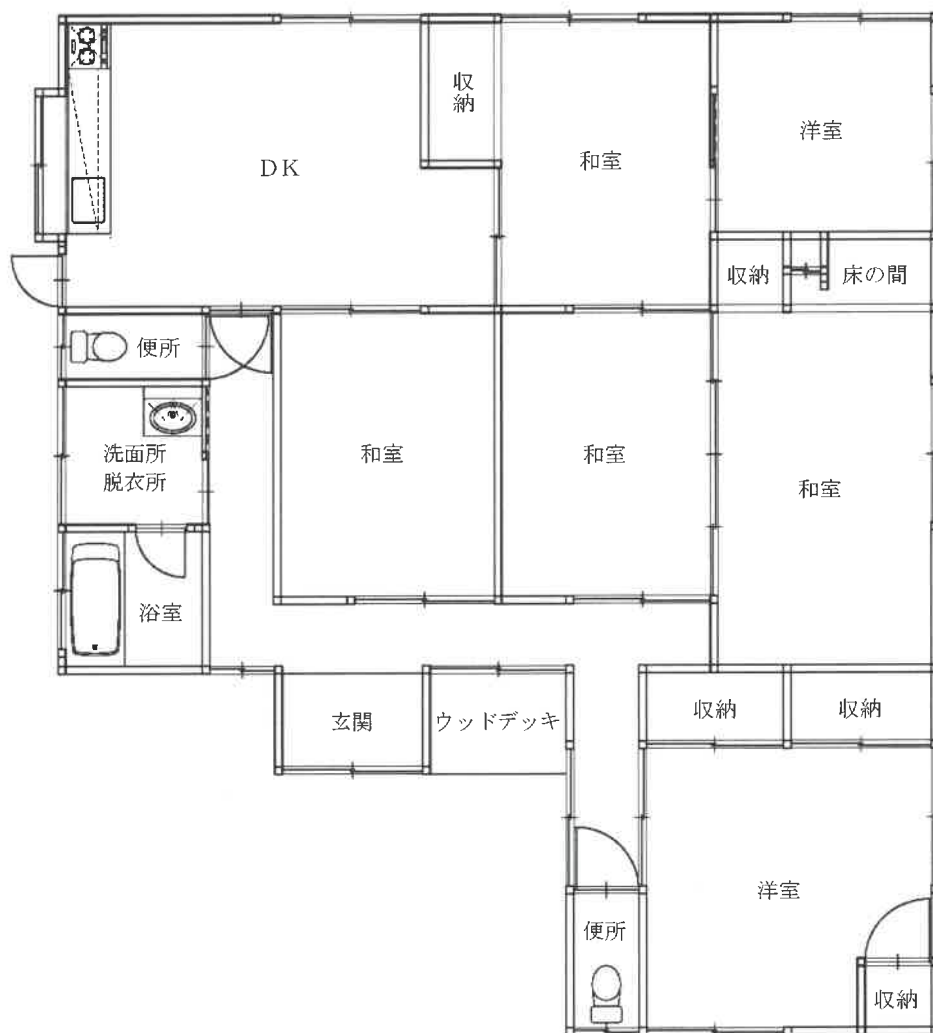
道



縮尺 : 1/250

土地建物位置関係図

※本図は、土地・建物等の位置を概略的に示したものであり、境界等を確定するものではない。



物件 2
建物

1 階



縮尺 : 1/100

間 取 図



南東方より撮影



南西方より撮影